**平成２３年（フ）第７１号**
山口県岩国市装束町３丁目８番９号
債務者　松井　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第７４号**
山口県岩国市玖珂町6469番地１
債務者　森岡　誠史
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第１２３号**
山口県防府市敷山町29番５号
債務者　安松　ジョビィ　アコスタ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５９１号**
北九州市八幡西区小鷺田町５番３―501号
債務者　石﨑　健太
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第５９５号**
福岡県遠賀郡水巻町古賀１丁目14番１―103号
債務者　吉村　孝幸
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第５９７号**
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番26号　レオパレス緑ヶ丘204号
債務者　辻本　知誇
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６００号**
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―305号
債務者　二宮　和夫
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６１１号**
北九州市小倉北区片野３丁目15番３―901号
債務者　山田　耕一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６１２号**
北九州市門司区清見４丁目９番１号
債務者　森田恵美子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６３９号**
北九州市八幡西区本城２丁目２番42号　101号
債務者　平﨑　宏明
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１３２号**
神奈川県横須賀市森崎２丁目２番２号
債務者　鈴木　千春（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１７１号**
神奈川県横須賀市田浦泉町４番地75
債務者　井上　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１８４号**
東京都港区南麻布５―15―24―401株式会社ＺＥＮＥＭ内、住民票上の住所神奈川県横須賀市西逸見町１丁目63番地
債務者　石井　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１９１号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12
三浦海岸ハイツ７―741
債務者　信田　美子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１９３号**
神奈川県横須賀市本町３丁目33番地３―905
債務者　中村　惠太
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１９４号**
神奈川県横須賀市本町３丁目33番地３―905
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２３年（フ）第１６６９号**
名古屋市中川区荒江町７番２号
債務者　内山　英実
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７５６号**
名古屋市緑区鳴海町字宿地137番地　ベルビレッジ宿地203号
債務者　大島　美幸
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部